

疾病・障害認定審査会

主管省及び庶務担当部局課 厚生労働省健康局総務課

電話番号 (03)5253-1111 (代表)

ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html>

根拠法令 厚生労働省組織令第132条

設置年月日 平成13年1月6日

所掌事務 予防接種法、検疫法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法の規定に基づきその権限に属させられた事項並びに身体障害者福祉法施行令の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること

分科会等

<分科会>

1. 感染症・予防接種審査分科会

(所掌事務) 予防接種法、検疫法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法の規定に基づき審査会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 原子爆弾被爆者医療分科会

(所掌事務) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

の規定に基づき審査会の権限に属させられた事項を処理すること

3. 身体障害認定分科会

(所掌事務) 身体障害者福祉法施行令の規定により審査会の権限に属させられた事項を処理すること

<部 会>

1. 原子爆弾被爆者医療分科会

第一審査部会、第二審査部会、第三審査部会、第四審査部会

2. 感染症・予防接種審査分科会

予防接種健康被害再審査部会、新型インフルエンザ（A/H1N1）予防接種健康被害調査部会、新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会

委員<定数> 30人以内（学識経験者）

うち常勤 なし

<任期> 2年

<氏名> ○五十嵐 隆（独）国立成育医療研究センター理事長）

岡田 賢司（福岡看護大学基礎・基礎看護部門基礎・専門基礎分野教授）

釜范 敏（公益社団法人日本医師会常任理事）

澁谷 いづみ（愛知県瀬戸保健所所長）

多屋 馨子（神奈川県衛生研究所所長）

中山 ひとみ（霞ヶ関総合法律事務所弁護士）

中野 貴司（川崎医科大学小児科学教授）

樋口 範雄（武蔵野大学法学部 特任教授）

- 広松 恭子（元町田市保健所長）
- 宮崎 千明（福岡市立あゆみ学園 医療管理者（診断所長））
- 神田 玲子（量子科学技術研究開発機構量子生命・医学部門 放射線医学研究所 副所長）
- 北岡 隆（長崎大学大学院医歯薬学総合研究科眼科・視覚科学教室教授）
- 角 美奈子（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター放射線治療科部長）
- 茶山 一彰（広島大学大学医系科学研究科医療イノベーション共同研究講座 教授）
- 西阪 隆（県立広島病院院長特命補佐兼診療研究検査科・病理診断科主任部長）
- 宮川 めぐみ（医療法人誠医会宮川病院内科部長）
- 小林 一女（昭和大学医学部耳鼻咽喉科学講座 教授）
- 原田 敦子（高槻病院小児脳神経外科 主任部長）
- 志賀 博（日本歯科大学生命歯科部歯科補綴学第1講座教授）
- 田口 智章（学校法人福岡学園常任理事 福岡医療短期大学学長）
- 藤元 博行（国立がん研究センター中央病院 副院長）
- 中井 俊子（日野原記念クリニック 副所長）
- ◎◎中島 八十一（長野保健医療大学副学長）
- 坪井 知正（国立病院機構南京都病院 名誉院長）

鈴木 ゆめ（横浜市立大学名誉教授）

諮問・答申事項等

- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の認定等に係る審査（R2. 4. 28、R2. 6. 8、R2. 7. 8、R2. 7. 15、R2. 9. 9、R2. 10. 9、R2. 11. 25、R2. 12. 17、R2. 12. 22、R3. 1. 29、R3. 2. 25、R3. 3. 23、R3. 4. 28、R3. 5. 26、R3. 7. 1、R3. 7. 21、R3. 8. 30、R3. 9. 29、R3. 11. 1、R3. 11. 30、R3. 12. 23、R4. 1. 26、R4. 2. 25、R4. 3. 17）
- ・予防接種法第 15 条 2 項の規定に基づく同条第 1 項の認定等に係る審査（R2. 5. 29、R2. 6. 12、R2. 8. 7、R2. 8. 7、R2. 10. 5、R3. 1. 29、R3. 4. 23、R3. 5. 26、R3. 7. 12、R3. 8. 16、R3. 9. 1、R3. 10. 13、R3. 10. 26、R3. 11. 10、R3. 12. 3、R3. 12. 15、R4. 1. 20、R4. 2. 2、R4. 2. 16、R4. 3. 22 諮問）（R2. 6. 5、R2. 6. 19、R2. 8. 20、R2. 8. 20、R2. 10. 9、R3. 2. 5、R3. 4. 28、R3. 6. 2、R3. 7. 27、R3. 8. 19、R3. 9. 13、R3. 10. 22、R3. 10. 28、R3. 11. 19、R3. 12. 9、R3. 12. 23、R4. 1. 28、R4. 2. 10、R4. 2. 24、R4. 3. 25 答申）
- ・新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第 3 条第 2 項に基づく同条第 1 項の認定等に係る審査（R2. 5. 29、R3. 7. 12 諮問）（R2. 6. 19、R3. 8. 19 答申）